

介護に直面しても 働きながら介護をするために

まずは、ご家族に介護が必要な状況を
上司に説明、相談しましょう
職場の制度を利用したり、
介護サービスを活用することで、
仕事と介護を両立できる体制を
整えることが大切です

【ご家族に介護が必要になった時のポイント】

各種制度やサービスを積極的に活用しましょう

- ①市区町村地域包括支援センター、ケアマネージャーなどへ相談する
- ②介護保険を申請する(申請は早めに行いましょう)
- ③介護サービス内容の確認・手配や介護施設の見学などを行うとともに、家族で介護の分担を話し合い、相談する
- ④民間事業者やボランティア、地域サービスなど利用できるサービスを探す

【仕事と介護の両立支援制度の種類】

介護のために休暇をとれる制度や
働く時間を調整できる制度

◎介護休業 ◎早出遅出勤務

◎介護休暇 ◎所定外勤務の制限

◎介護時間 ◎深夜勤務の制限

介護休業制度について知りたいとき

<厚生労働省>HP



こちらのQRコードをご利用ください

介護休業制度に関するお問合せ

<厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 和歌山>

電話:073-488-1170

仕事と介護の両立支援制度に関する質問など

介護に関する情報

<和歌山県 介護サービス情報公表システム>



【地域包括支援センター】のタブをクリック

※最寄りの地域包括センターや介護サービス事業所を検索できます

<独立行政法人福祉医療機構 運営の福祉・保健・医療の総合情報サイト>



【高齢・介護】のタブをクリック

※さまざまな介護に関する情報を検索できます

和歌山県立医科大学のお問合せ先

- ワークライフバランス支援センター
電話:073-441-0876
mail:worklife@wakayama-med.ac.jp
本パンフレットの内容に関する質問など
- 総務課人事班
電話:073-441-0711

あんしん GUIDE

～仕事と介護を両立するために～
介護をサポートする制度(介護休業制度)

介護のための
サポート制度を
上手に利用しましょう



公立大学法人
和歌山県立医科大学
ワークライフバランス支援センター

介護をサポートする制度(介護休業制度) 介護をしながら働き続けるためのサポート制度についてご案内します

◎介護休業(長期の介護休暇)

介護休業は、職員が負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護をするための休暇

[正規職員] 対象家族1人につき通算して186日

186日の範囲内で再申請、延長または中途変更を行うことが可能

[限定業務職員など] 対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに3回、通算93日

※ただし、申出時点において一定の要件を満たすことが必要

<給与> 勤務しない1時間につき、勤務時間1時間あたりの給与額を減額
申請単位: 1日または1時間

※雇用保険の被保険者で一定の要件を満たす場合は、介護休業を申請した期間の初日から公的給付を受けることができます
なお、同じ対象家族について3回まで、93日を限度に支給を受けることができます(詳細は、総務課給与班にお問合せ下さい)

◎介護のための早出遅出勤務

職員が負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある家族を介護する場合、早出遅出勤務の申請可能

[始業及び終業時刻]

正規職員: 午前7時以後及び午後10時以前

限定業務職員・準職員: 午前7時45分以後及び午後6時30分以前

短時間雇用職員・臨時職員: 午前8時15分以後及び午後6時以前

◎短期介護休暇

介護休暇は、職員が負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある家族の介護や、その他のお世話*をするための休暇
*通院等の付添い、介護サービスの手続、ケアマネージャーとの打合せなど

[正規職員]

特別休暇: 対象家族1人につき年5日

対象家族が2人以上の場合は年10日

<給与> 支給

[限定業務職員・準職員] ※一定の要件を満たすことが必要

特別休暇: 対象家族1人につき年3日、対象家族が2人以上の場合は年6日

<給与> 支給

無給休暇: 対象家族1人につき年5日、対象家族が2人以上の場合は年10日

<給与> 勤務しない1時間につき、勤務時間1時間あたりの給与額を減額

[短時間雇用職員・臨時職員] ※一定の要件を満たすことが必要

対象家族1人につき年5日、対象家族が2人以上の場合は年10日

<給与> 勤務しない1時間につき、勤務時間1時間あたりの給与額を減額

申請単位: 1時間

◎所定外勤務の制限

職員が負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合、介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える所定外勤務の制限について申請可能

1週間の所定勤務日数が2日以下の限定業務職員などの方は利用できません

◎介護時間

介護時間は、介護休業を取得していない職員が、負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護をするための休暇

[正規職員] 連続する3年の期間内で、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した、2時間の範囲内で申請可能

[限定業務職員など] 連続する3年の期間内で、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した、所定勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で申請可能

<給与> 勤務しない1時間につき、勤務時間1時間あたりの給与額を減額

申請単位: 30分

◎深夜勤務の制限

職員が負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある家族を介護する場合、介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働の制限について申請可能

※利用にあたっては、条件がありますので、ホームページの規程や解説をご参照ください

(ご不明な点は、総務課人事班へお問合せ下さい)



[対象家族] 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹などの、要介護者

[制度利用対象者] 正規職員、限定業務職員など(限定業務職員、短時間雇用職員、準職員、臨時職員)

[申請方法] それぞれの制度に応じた申請書を総務課に提出

ご自身の状況に合った制度を
活用しましょう